

愛川町教育委員会

平成29年8月28日

愛川町教育委員会 8月定例会会議録

- 1 会議日程 平成29年8月28日（月）
午前9時00分から午前10時29分
- 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室
- 3 議事日程 日程第1 前回会議録の承認について
日程第2 教育長報告事項について
 (1) 教育長報告
 (2) 平成30年度使用教科用図書採択結果について
日程第3 平成29年度町一般会計補正予算（教育関連）について
日程第4 愛川町立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 て
日程第5 教育委員会の点検・評価について
- 4 出席委員 教育長 佐藤 照 明
教育委員（教育長職務代理者） 平 田 明 美
教育委員 榮 利 隆 一
教育委員 梅 澤 秋 久
教育委員 大 貫 洋
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 伊 従 健 二
教育総務課長 山 田 正 文
指導室長兼教育開発センター所長 佐 野 昌 美
生涯学習課長 折 田 功
スポーツ・文化振興課長 松 川 清 一
教育総務課主幹 馬 場 貴 宏

◎開会

- （佐藤教育長） 本日の出席者は5人であります。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会8月定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （佐藤教育長） はじめに、日程第1、前回会議録の承認についてを議題といたします。

7月定例会分でごさいますて、会議録につきまして既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） 特によろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） 特に質疑がありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

日程第1、前回会議録の承認について、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第1、前回会議録の承認については、原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後、会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第2

- （佐藤教育長） 次に、日程第2、教育長報告事項についてを議題といたします。

それでは、教育長報告について、資料1に基づき報告をいたします。

平成29年7月24日から8月27日までの間に出席いたしました主な会議について、報告をさせていただきます。

7月24日、アイシャ・シエド ヴァイオリンの調べ。赤坂区民センターに行ってまいりま

した。ドミニカ共和国から来られて、発表会を行うということで招待状が届きました。大変、上手な演奏でございました。25日、ジュニアゴルフスクール開校式。毎年、行われておりますジュニアゴルフスクールですけれども、今回は22名の子ども達が参加をしておりました。高校生は1名、中学生は3名、小学生は18名で、小学生が多かったかなという印象でした。同じく、25日に愛川ふれあいの村において初任者研修会。今回は、7人の新採用の先生方の研修会でありました。26日、点検・評価委員会。同じく26日、青少年県外交流事業参加者事前研修会。今回、29名の中学生が参加をいたしました。また、同日、若手教員との懇談会ということで、3年未満の教員を対象に声をかけまして、20名が参加をして懇談を行いました。8月3日、施設見学。町内3カ所のプールの見学に行ってきました。同日、土地開発公社理事会。4日、関東大会出場交付金交付式。関東大会に水泳で出場した愛川東中の生徒に交付金を交付しました。同日、神奈川県警察本部、来庁。9日、学校訪問で菅原小に行ってきました。同日、決算審査講評。教育委員会の関係では、特に町と教育委員会の表彰の関係で、ダブルスタンダードではないか、検討してほしいというご意見をいただきました。10日、読書普及懇話会。11日、清川村の青龍祭。12日、原臼区納涼大会。13日、愛川ウインドオーケストラ第19回サマーコンサート。14日、ボランティア体験学習開講式。町内の3カ所の福祉施設に中学生が体験学習を行うということで25名の中学生が参加をしました。16日、町立中学校給食庁内研究委員会。ボランティア体験学習閉講式。17日、愛川町 愛のパトロール。26箇所250名の町民のみなさまに参加をしていただきました。昨年度は、雨で中止でしたが今年は天候がよい中で行うことができました。18日、連絡調整会議。19日、第13回若葉杯少年野球大会開校式。清川村が1チーム、愛川町のクラブチームが4チームの合計5チームで戦った試合でした。20日、厚木愛甲地区中学校文化連盟芸術祭吹奏楽部会発表会。午後からは勤労祭野外フェスティバル。21日、行政経営会議。また、小中学校校長会議。22日、文化財保護委員会。23日、小中一貫教育講演会。これは各中学校区で行われておりまして、この日は2中学校区で行われました。会場は、文化会館と201会議室で、講師の先生との懇談もありました。24日、教育講演会。今回は、携帯端末機の活用事例の紹介を行い、大変よかったのではないかなと思います。その後、講演会ということで元サッカー選手の奥寺康彦氏にご講演いただきました。26日は、宮本区納涼盆踊りに行ってきました。

簡単ですが、以上で報告を終わりにいたします。

それでは、質疑に入ります。教育長報告について、質疑等があればお願いいたします。

○（佐藤教育長） 平田委員。

○（平田委員） 7月26日の若手教員との懇談会ですが、さきほど教育長より3年未満で20名と聞きましたが、教育長としては3年未満で20名の参加は多いと思いますか、少ないと思いますか。

○（佐藤教育長） 1年目、2年目の方は、ほぼ全員参加で、3年目の方が1人でほとんどの方に参加していただきました。はじめての試みということもありまして、各学校に配属してから話を聴く機会がなかなかないものですから、あと数回開催したいと思っています。他にいかがでしょうか。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） 特に質疑はありませんので、（1）教育長報告については、ご了承願います。

○（佐藤教育長） つぎに、（2）「平成30年度使用教科用図書の採択結果について」、資料2に基づき、担当から報告いたします。
教育開発センター所長。

○（佐野指導室長兼教育開発センター所長） はい。資料2に基づきまして、ご説明させていただきます。平成30年度使用教科用図書の採択結果についてでございます。先月の定例教育委員会におきまして、ご協議いただき、本町といたしましては平成30年度から使用する道德の教科書は光文書院ということで選定させていただきました。その後、清川村教育委員会に確認しましたところ、清川村教育委員会も同じ光文書院と確認ができましたので、愛甲採択地区協議会といたしましても光文書院で最終決定をさせていただきました。採択理由といたしましては、短い文ではありますが資料にまとめさせていただきました。児童に問いかける仕掛けや工夫があることで考える流れができ、児童にとって分かりやすいということでございます。また、学校教育法第34条による小学校教科用図書、さらに学校教育法第49条による中学校教科用図書、この教科書におきましては平成30年度の使用に関しましては平成28年度に使用しているものと同一の教科書としなければならないと無償措置法第14条で定められておりますので、そのまま継続使用ということになります。また、学校教育法附則第9条による小・中学校教科用図書につきましては、すべて資料のとおり採択されましたので、一人一人の子どもに応じた採択を進めて、事務手続きを行ってまいりたいと思います。説明は以上です。

- （佐藤教育長） これより質疑に入ります。（２）「平成30年度使用教科用図書の採択結果について」について、質疑等があればお願いします。
- （佐藤教育長） 大貫委員。
- （大貫委員） 今回の採択に関して、どうして光文書院を選んだのですかというような問い合わせはあったのでしょうか。
- （佐野指導室長兼教育開発センター所長） どこの発行社のものを採択されましたかという問い合わせが一般の方から２人、また、マスコミ関係２社からお問い合わせがありました。なぜ、光文書院を採択したのかという内容の問い合わせは特にございませんでした。以上です。
- （佐藤教育長） 大貫委員さん、よろしいでしょうか。
- （大貫委員） はい。
- （佐藤教育長） 他にございますか。
- （佐藤教育長） それでは、特に質疑がありませんので、（２）「平成30年度使用教科用図書の採択結果について」については、ご了承願います。
- それでは、日程第２、教育長報告事項については以上とさせていただきます。

◎日程第３

- （佐藤教育長） 次に、日程第３、議案第５号「平成29年度町一般会計補正予算（教育関連）について」を議題といたします。
- 町歳入歳出予算のうち、教育に関する事務に係る部分について、議会議決を経るべき議案を作成する場合においては、地方教育行政法の規定により、町長が教育委員会の意見を聴取することとなっております。
- このため、９月議会に提出する教育関連の補正予算について、別添資料に基づき説明するものです。
- なお、詳細につきましては担当より説明申し上げます。
- （佐藤教育長） 教育総務課長。
- （山田教育総務課長） それでは、議案第５号について説明をさせていただきます。今回、町一般会計補正予算（教育関連）について提出をしますものが、大きく分けまして２点あります。１点目が教育総務関係の就学援助費の関係です。もう１点が生涯学習課の文化会館の維持管理経費になります。はじめに、就学援助の関係についてご説明をさせていただきます。

資料を1枚おめくりいただきたいと思います。まず、歳入ということで記載をしておりますけれども、要保護児童生徒就学援助費についてということで、教育費国庫補助金の減額補正をするものであります。要保護児童生徒の就学援助費の項目のうち、修学旅行費に係る部分につきましては、その2分の1が国庫補助対象となっております。そこで、本年度決算見込みの児童生徒数が当初予算時に見込んでいた人数から変動したことに伴いまして、補正を行うものであります。補正額といたしましては、48,000円の減額ということです。まず、内訳といたしましては小学校の児童につきましては7名で見込んでおりましたが、今のところ決算見込みが8名ということで1名増えております。一人あたりの修学旅行費の限度額が21,490円となっております、国庫補助がその2分の1ということで10,745円となり、端数調整をして10,000円が小学校費の増額となっております。中学校の生徒に関しましては、当初9名で見込んでおりましたが、現時点では7名を見込んでおり、2名減となっております。中学校の修学旅行費の限度額が57,590円で、国庫補助がその2分の1ということなので2名ということでございますので、57,590円。端数調整をいたしまして、58,000円の減額となります。両方合わせまして、48,000円の減となるものであります。それから、歳出の関係であります。申し訳ございませんが、訂正をいただきたいのですが、1番下のところの人数の変動に伴う増額ということで300,332円となっておりますが、減額の誤りでございました。大変申し訳ございません。この歳出につきましては、要保護準要保護児童生徒就学援助事業費の増額補正をするものでありますけれども、国の要保護児童生徒就学援助費用補助金につきまして補助単価の見直しが行われまして、平成29年度から新入学学用品費の単価が引き上げられたことに伴い、就学援助費といたしましても新入学学用品費の単価を国に合わせまして増額をすることが第1点目になります。さらに、先ほど歳入で申し上げたことと同様に他の助成額につきましても決算見込み人数の変動に伴います事業費の補正を行いたいものであります。資料を1枚おめくりいただきまして、資料といたしまして小学校費と中学校費というかたちで2枚付けさせていただきます。まず、支給費目の上から2つ目、新入学費の学用品費というものがあります。対象が1年生ということでこちらの単価が20,470円で、当初56人、1,146,320円を見込んでおりました。そして、現時点の決算見込みですと10人減の46人を見込み、ただ単価が国の方で見直しがあり40,600円と20,130円の増額となっております。この列で見ますと1番右側にありますように、720,280円の増加が見込まれるものであります。その他の部分につきましては、人数の変動がございまして、トータルといたしまして、1,477,420円が当初予算と比べ不足するという見込みであります。それから、もう

1枚資料をおめくりいただき、今度は中学校費についてであります。こちら、上から2つ目の新入学学用品費について、当初57人で見込んでおりました単価が23,550円でした。決算見込みが今年の3月に補正予算で前倒し支給、入学前に支給をし、6年生45人の方に23,550円をすでに支給しておりましたので、増額となりました23,850円を追加で45人に支給したいというものであります。それから、上の8人につきましては、その時点では申請がなかったが、その後、転入等がございまして中学1年生になってからの申請があった方です。こちらにつきましては、増額した47,400円で支給をするものであります。当初予算に比べまして、決算見込みですと963,150円の減額と1,073,250円の増額となります。下から2番目にも新入学学用品費という欄がございます。こちらにつきましては、今年度の3月に今の小学6年生に前倒しで支給を予定しております。当初61名で見込んでおりましたが、現時点の小学6年生で就学援助の対象となる児童が63名ということで、2人分の増加見込みであります。こちらの決算見込み額についても増額した単価で記載しております。そうしますと、トータルで差し引きいたしますと1,356,418円の増額ということになります。前に戻っていただきたいと思いますが、小学校費につきましては合計1,477,000円の増額、うち、補助単価の見直しに伴う増額が721,280円、人数の変動に伴う増額が756,140円となっております。中学校費につきましては合計で1,357,000円の増額、補助単価の見直しに伴う増額が1,659,750円、人数の変動に伴う減額が303,332円となっております。こちらを9月の町議会定例会に提出をさせていただくものであります。教育総務課関係の説明につきましては、以上であります。

○（佐藤教育長） 生涯学習課長。

○（折田生涯学習課長） 続きまして、資料を1枚おめくりください。文化会館維持管理経費増額、愛川町文化会館3階2階LED化改修工事につきまして説明させていただきます。この度、文化会館3階2階の照明設備につきまして9月補正でLED化への改修工事にかかる経費を計上することについてご提案させていただくものであります。これは、省エネルギーの推進と利用者からのご要望を踏まえまして、利用度の高い文化会館3階の大会議室と和室、2階の図書館及び学習室について照明を長寿命で省エネルギーのLEDに改修し、照度を改善するとともにランニングコストの軽減を図るものであります。工事箇所につきましては、3階大会議室に設置してあります天上埋め込み型21台と天井埋め込み開放型が8台、ダウンライトが38台、続いて3階和室に設置してありますじか付け照明器具工事が2台、じか付け照明器具20型が2台、ダウンライトが10台、続いて2階図書館に設置してあります下面開放

型照明器具82台と学習室に設置してあります下面開放埋め込み照明器具8台であります。これらの照明設備をLEDに改修する経費といたしまして、9月補正で7,762,000円を計上するものであります。以上であります。

- （佐藤教育長） それでは、2点の補正予算関係の説明がありましたけれども、はじめに、要保護児童生徒就学援助費の関係の補正につきまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。
- （佐藤教育長） 梅澤委員、どうぞ。
- （梅澤委員） さきほど、1枚目の歳出の中学校費、増額を消して減額とあったのですが、減額で303,332円となると、この前の△も消すということではよろしいのでしょうか。減額でマイナスがあると結果的に増額になっていると見えてしまうと思うのですが、いかがでしょうか。
- （山田教育総務課長） 失礼いたしました。減額というかたちに修正させていただきますので、ここには、減額する額303,332円のみ記載をして、△も消させていただきたいと思いません。
- （佐藤教育長） 訂正をお願いいたします。
- （佐藤教育長） 他にございませんか。
- （佐藤教育長） では質疑がございませんので、次に、文化会館のLED化改修工事について何かご質疑がありましたら、よろしくをお願いいたします。
- （佐藤教育長） 榮利委員。
- （榮利委員） ランニングコストの軽減は、どれぐらいできるのですか。
- （折田生涯学習課長） 現在、こちらの器具で実際にどれくらい電氣量が安くなるのかを試算をしているところです。これまで、同じように庁舎内でLED化に改修したところは、約半分ぐらいに近い節電効果があると見込まれております。以上です。
- （佐藤教育長） よろしいでしょうか。
- （榮利委員） はい。
- （佐藤教育長） 他にいかがでしょうか。
- （佐藤教育長） 大貫委員
- （大貫委員） この改修工事費に7,762,000円をかけてLEDに変えて、ランニングコスト軽減をするとのことですが、この金額を何年で消化できるかという方がわかりやすく、何パーセントの節電効果が出たといわれてもわからないので、これだけの明かりを入れ替えて

お金をつかったら、その電気代が何年で、そのもとが取れるかというのを提示してもらえると1番わかりやすいと思います。

○（佐藤教育長） 生涯学習課長。

○（折田生涯学習課長） そうですね、本来であればそのような資料を添付した方がわかりやすいのですが、別の施設で同じようなLED化の計画においては、20年ごとに電球を交換するところがあります。手元に資料がないのですけれども、やはり20年ごとに初期投資額が増えていくというような数字がでていました。次回、このような資料を提出させていただく時には、年数の表をつけましてこの金額と電気料金がどのくらいで相殺するのかというような表もつけさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○（佐藤教育長） 大貫委員。

○（大貫委員） 難しい注文かもしれませんが、1番わかりやすい。1つ例をとると、太陽光の発電を個人の家で行ったとして、買取価格がありますね、例えば3,000,000円投資して、屋根の上にパネルを設置して太陽光で発電して売るわけですよね、何年で、もとが取れるかと説明しますよね。1番そういうような提案の仕方がわかりやすいのかなと思ったので、意見を述べさせていただきました。

○（佐藤教育長） ありがとうございます。

○（梅澤教育委員） 関連でよろしいでしょうか。

○（佐藤教育長） 梅澤委員。

○（梅澤委員） どの程度で相殺できるかは結構な年数がかかるかと思うのです。しかしながら、持続可能な社会を求められている中で再生可能エネルギーのあり方はもちろん重要ですし、いわゆる、低電力のものを使おうとする姿勢もやはり評価すべきかなと思います。私事ですが、ハイブリッド自動車に乗っております。通常車より高くなる分は10年ぐらい経過しないと、元が取れないと言われました。しかし、そこは環境投資かなとの思いで個人的には乗っていますので、数字に表れない、そういう価値もあるのかなと。今すぐ電力を引き下げることができるという価値もあるのかなと個人的には思っています。

○（佐藤教育長） スポーツ文化振興課長

○（松川スポーツ・文化振興課長） 参考までに、今、具体的な数字はございませんけれども郷土資料館の電気照明機器設備につきましてLED化を要望しているところでもありますけれども、概ね8年から9年で初期投資の部分を消化できるというふうに考えておりますので、生涯学習課とも摺り寄せをしながら資料の作成をして行きたいと思います。

- （佐藤教育長） 他によろしいでしょうか。
- （佐藤教育長） 平田委員。
- （平田委員） すみません、ちょっとここから話が外れてしまう内容なのですが、利用者からの要望ということで3階と2階だけで、1階のことは何も要望はないのですか。フロアのところとか、私達がよく利用するところなので、資料室のところなど電気も暗いので、そのへんの要望は聞いていないのでしょうか。
- （佐藤教育長） 生涯学習課長
- （折田生涯学習課長） 1階のフロアにつきましては、ロビーのLED化がすでに平成27年度に終了しているところですが、利用者からの声ということで今回、把握しているのが、3階大会議室でときどきちょっと暗いかなとお話がありました。1階の展示室などについてはお客様からちょっと暗いなどのようなお話を直接お伺いしたことはないのですが、展示室についてもまだLED化となっていないので、全館省電を含めまして、LED化を進めて行きたいと考えております。
- （佐藤教育長） 平田委員
- （平田委員） LED化というよりも、展示室のライトが1～2本ほど消されているので、指摘をしているのですけれども、なかなか直していただけていないのですが。
- （折田生涯学習課長） すみません、確認いたします。申し訳ございません。
- （平田委員） 細かいことで申し訳ありませんが、お願いします。
- （佐藤教育長） 確認をしてください。他にございますか。
- （佐藤教育長） よろしいでしょうか。
- （佐藤教育長） それでは、他に質疑がございませんので、議案第5号「平成29年度町一般会計補正予算（教育関連）について」の採決をいたします。本案を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。
よって、議案第5号「平成29年度町一般会計補正予算（教育関連）について」は原案のとおり可決されました。

◎日程第4

- （佐藤教育長） 次に、日程第4 議案第6号「愛川町立公民館条例施行規則の一部を改正

する規則の制定について」を議題といたします。

すでにご承知のとおり、平成29年10月1日から、半原及び中津出張所が廃止され、半原及び中津公民館にその機能の一部を統合することになっております。

この統合に伴いまして、半原公民館の休館日が変更となることから、同条例施行規則の一部改正を行いたいものであります。なお、詳細につきましては担当より説明を申し上げます。生涯学習課長。

○（折田生涯学習課長） それでは、議案第6号「愛川町立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明させていただきます。改正の主につきましては、町立公民館条例施行規則第2条の休館日につきまして、原則火曜日となっているところを中津公民館にあっては毎月最後の火曜日となっております。半原公民館についても中津公民館と合わせまして毎月最後の火曜日とするため、改正案のとおり第2条第1項第1号中、愛川町中津公民館を愛川町半原公民館と呼び、愛川町中津公民館に改正するものであります。これは、10月1日から半原・中津出張所が廃止され、出張所の事務の一部を半原・中津公民館で取り扱うこととなりますことから休館日の統一を図るものであります。附則としまして、施行日は平成29年10月1日となります。説明は以上であります。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等ありましたらよろしくお願いたします。

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。質疑がございませんので、質疑を終了し表決に入ります。議案第6号「愛川町立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、本案を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第6号「愛川町立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は原案のとおり可決されました。

◎日程第5

○（佐藤教育長） 次に、日程第5 協議事項（1）「教育委員会の点検・評価について」を議題といたします。

教育委員の皆さんからいただいた意見を反映した評価シートに基づき、担当課長から説明をいたします。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（山田教育総務課長） それでは、教育委員会の点検評価につきまして、資料3で説明をさせていただきます。今回、お示しをさせていただいておりますのは、教育委員の皆さまからいただきましたご意見を、基本的にはそのままこちらのシートの方に載せさせていただいたものでございます。また、次回の会議では、いただいたご意見を参考にしまして集約をいたしまして、教育委員会の考え方ということで事務局のほうで取りまとめたものをお示しをさせていただきます、内容の確認等をしていただきたいと思いますと考えております。本日は、いただきましたご意見を私のほうで読ませていただき、説明とさせていただきますけれども、お気づきの点等ございましたら、後ほど申出をしていただければありがたいと思っております。それでは、順次、読み上げさせていただきます。

まず、1番目ですがページ数 21、小中学校国際教育推進事業であります。教育委員さんのご意見につきましては、21 ページに記載があります。「外国籍児童・生徒の数が多本町であるが、それに対し指導協力者の確保が常に課題になっている。平成 28 年度の日本語協力者が 11 人であるが、本町での外国籍による勤労者の増加とともに必ず悩む問題である。予算並びに人材の確保を行い、より一層の支援対応を願う。」。「派遣される英語指導助手について、児童生徒・保護者等からすると町立小学校の教職員の一人でもあることから、より良い同助手の派遣を願いたい。」。「小中学校で日本語教育が必要な児童生徒に対する日本語指導は、重要且つ必要であり各学校においても大変な時間がかかっています。授業に参加できるまでには生活指導・学習指導も含めて習慣や生活に始まり、日本語を理解させるまでにはいかないにしても教えていく必要はあります。国籍が多岐にわたり指導者の確保や指導方法についても各校が連携しながら進めていく必要があります。」。「外国につながるの児童・生徒の割合が高い本町において、個別支援にかかる日本語指導協力者の派遣は不可避である。いわゆる「入管法」の改正以降、増加の一途である初来日の児童・生徒の指導のために計画的な予算立てが必要だと考えられる。一方、学校現場においては、多文化共生社会の担い手を育成すべくインクルーシブ教育の推進が不可避である。小学校英語指導助手の派遣に加え、小中連携による英語科教諭の小学校英語（外国語）科指導を実施するための小中連携によるカリキュラムデザインに取り組む必要がある。もとより、小学校教員全体の英語（外国語）に関する指導力の向上を図る研修などの整備が不可欠である。」。「日本語の指導は当然のこととして、日本（特に愛川町）の生活様式に上手く適応し学校や地域で不自由することなく定住生活ができるような支援をする必要がある。日本語指導をより効果的に

進めていく上で、外国籍労働者を雇用している町企業との連携について考えてみてはどうか。」。

次に2番目、教育振興教材購入事業であります。

「新入学児童生徒教材購入事業により保護者の経済的負担軽減が図られたことは大変よいことである。購入物品はその時々ニーズに即したものを選ぶことを願う。」。「各学校で使用する教材は児童生徒の学習に必要であり、児童生徒の授業に対する興味や学力向上には重要なものです。年度ごとに内容を見極め実施する必要があります。」。「小中学校の教育振興にかかる教材購入は必要不可欠であり、各学校の規模や要望に応じられる予算立てが重要だと考える。一方、消耗品で「CD-R」が挙げられるなど、教材の時代錯誤感は否めない。また、21世紀の図書館は、メディアライブラリー化が不可避であり、読み聞かせ教材などもペーパーレスで、大型モニターで行えるようにするなど、教員の教材観の転換が求められていると考えられる。」。「各校における備品・消耗品の調査をし、余剰物品の貸し出しを徹底する。町図書館からの小中学校への貸し出しシステムを発展させて、各校での図書購入費用を抑える。」。

続きまして、3番目、教育開発センター事業です。

「学力検査を実施することにより、児童・生徒の学力について、全国・県とのレベルが比較できることは、本町で抱えている学力問題を重視する面からも大変必要な内容と思う。」。「教育開発センターの事業も多岐にわたり拡大してきています。その中で各事業に対して細部にわたり計画を検討し、計画的に推進しています。今後も教育に関する司令塔として事業を進めていく必要があります。」。「学習状況の調査を指導改善に生かすという「指導と評価の一体化」事業の中核であり今後も継続が望まれる。また、指導改善の過程を町内の研修会で共有するなど、教員間の学び合い（協働性）の様相も素晴らしい。優れた実践報告を継続された教員を表彰する制度を創設するなど、教育方法に関する創造性を刺激することで、教員の深い学びを誘発できると考える。」。「全国・県の数値との上下に目がむけられがちであるが、教育の評価は相対評価より絶対評価を重視している。その意義についてあらためて啓発する必要がある。児童生徒一人ひとりの地道な歩みが集まって町全体の向上につながる。その実態を知る調査であり、他県市町村との競合ではないことを広く啓発したい。保護者をはじめとする大人が、優劣を云々することは『天にツバする』ことと同じであることを諭して、そういった批評家を教育への支援者として取り込んでいきたい。」。

次に4番目です。教育相談事業です。

「相談員の派遣により諸問題が未然に防止でき、対処の方向に結びつける連携は大変よいことと思う。今後もより一層、相談員の力に期待したい。」。「教育に係るさまざまな問題に対して学校や家庭での相談事業は重要となってきました。児童生徒に寄り添い相談ができる環境を作り、問題解決に導くことがこれからも必要と思います。教育に係る様々な問題に対してきめ細かな対応が必要です。」。「不登校が少なくない本町において、重要な事業である。多額の予算がかかりながら、その内実を公表しにくい性質を有する事業のため、現状通り説明責任に応じられるように対応していくことが求められる。」。「SC、相談指導教室、学校教育相談員、家庭訪問相談員、支援教育アドバイザー、SSWS は、専門的な知識や教養、積み上げた社会経験を駆使して、それぞれの立場で指導助言、支援にあたっているが、それらの活動内容（対象の個人情報とは別として）が広く町民に知られていない。効果を上げていることを発表していきたい。児童生徒とこれらの各種専門員との間にある教師の果たす役割・意識について再教育をし、教育相談事業の効果を高めていきたい。」。

次に、5番目。小中一貫教育推進事業です。

「9年間を通した教育で、学力向上を目指す授業改善、指導方法の共有などが事業内容で、町内全ての教員が小中一貫教育について理解を深めているとあるが、保護者の受け止める理解度はどの位かを知る必要がある。」。「愛川町の小中学校を9年間の教育として捉えて進めることは、さまざまなメリットがあり急がずに進めることが重要です。これまでも小中連携は様々な取り組みで進められてきてはいますが、さらに内容を精査して継続できる取り組みを進め、愛川町の小中一貫教育を計画的に進める必要があります。」。「中1ギャップ改善といった問題対処的な取り組みだけでなく、中学校区の教員間の多様な協働が生まれ、子どもたちの健全育成に向けた前向きな事業となっている。計画に則り、着実な推進に期待したい。」。「中学校区単位で行っている体験入学、ボランティア活動といった現状の交流を拡大していく取り組みをする。例えば、「小6と中2」又は「小5と中1」の合同デイキャンプや宿泊体験を実施して、中学校では3年と1年として同時期に中学校生活をおくることになる児童生徒の交流を深め、同時に、上級学年のよい意味でのリーダー性を育てていく。」。「小学校の教育活動の上で、中学校での様々な実践が成り立っているという当然の事実、このことについて研修・研究会、連絡会等で具体的な事例をあげて協議し、小中教員が相互の教育活動に敬

意を払い理解を深めてほしい。小中学校それぞれが積み上げた学校文化を尊重しつつ、学校間の壁を低くして小中一貫教育を推進していきたい。」。「この事業の推進には、校長・教頭のリーダーシップに期待されるが多々あるが、トップダウンによる事業の推進よりも総括教諭をグループリーダーとしたボトムアップの企画が反映する事業内容となるよう管理職の配慮と支援を期待したい。」。「校長・教頭をはじめとする経験を積んだ教員は、この小中一貫教育推進事業で自らの教育技術・体験を経験の浅い教員に継承していく場として活用してほしい。」。「情報通信機器の活用といった教育技術の『流行』を取り入れていくことは現代社会には欠かすことはできないが、人が人を教え諭し導く『不易』の教育手法についてもこの機会に見直してもらいたい。」。

次に、6番目。小中学校児童生徒介助員派遣事業です。

「介助員の果たす役割は多大なものであることは認識している。その中で、介助員の質の向上を望む。」。「小中学校の介助員の必要性については最近の状況として拡大してきているが、それだけ多岐にわたっている状況を考えると継続して派遣する必要があります。」。「障害を有する児童・生徒に対する個別支援への貢献は大きかった。今後は、共生社会におけるインクルーシブサポーター（支援員）への移行のなかで、従来通りのいわゆる「取り出し指導」に加え、全体指導のなかでの子ども同士の共生への支援が求められる。新制度における担当者への研修機会が必要不可欠である。」。「社会全体が人材不足である。また、一般企業のパート賃金が徐々に改善されてきていることもあり、他の指導員の採用と同様に介助員の確保はますます困難となっていく。介助を必要とする児童生徒は年々増加している。福祉奉仕の信念と労を厭わない姿勢が不可欠な仕事であるので、町の臨任職員等の給与規定を見直して採用にあたらないと人は集まらないと考える。」。

次に、7番目。特別支援教育就学奨励事業です。

「特別支援教育の充実が図られるよう、今後も対応を願う。」。「特別支援学級に通う児童生徒の家族の経済的負担を少しでも軽減するための事業であり、支援を必要としている家庭にとっては十分ではないが継続して進める必要があります。」。「障害を有する子の養育にかかる負担は、保護者の正規雇用就業を阻む要因と考えられている。よって、本事業のような制度は公共の福祉の観点から非常に重要であり、予算額の全体とのバランスを考慮しつつ益々の拡充が望まれる。」。「小中学校の児童生徒数は減少していく中で、特別支援学級への入級者数は増加している。特に、上級学校（養護学校高

等部、分教室)への進学を見据えて、中学校進学時に特別支援学級への入級者が増える。町の教育財政には限度があり、県・国への積極的な働きかけが急務であると考え。」。

続いて、8番目。放課後学習事業です。

「年間を通しての学習回数と講師選任の困難な状況の中で、目的である学習習慣の定着は難しいものと感じるが、年月を経てよい学力結果が出ることを期待する。」。「あすなろ教室の目的は学力向上ではなく勉強を好きな児童を増やすことですが、参加する児童が少しでも学習意欲が出てくるよう工夫を凝らし進めています。これからも継続して児童の学習意欲を高めていく必要があります。」。「学習意欲の向上という成果が本事業のもっとも大きな成果であろう。次の段階は、意欲を次の「学びに向かう力」につなげ、学習習慣の確立を図ることだと考えられる。条件に沿ったインクルーシブ支援員への講師要請を行うなど、良質な講師確保に努めたい。」。「勤務形態や謝礼額等から講師の希望者が少ないであろうことは予測できた。しかし、退職者の中には金銭ではなく社会貢献として働いてもよいと考えている人は少なからずある。町職員とその家族、親類縁者総掛かりで人材確保にあたりたい。」。

9番目です。学校保健事業です。

「学校保健安全法に基づく健康診断等、より一層の充実を期待する。」。「成長過程の児童生徒の健康管理は非常に大切なものであり、個々人の健康を管理して継続実施していく必要性があります。児童生徒の健康管理は重要な事項であり継続して推進します。」。「全国こども歯みがき大会への参加など、予算が不要で質の高い取り組みには今後も継続して参加したい。他方で、行事だけの取り組みで終始しないように「健康のまち宣言」の趣旨に則り、健康教育の推進を益々図る必要がある。」。

10番目。生涯学習推進事業です。

「生涯学習プランの策定は重要なものであるが、状況とともに変化のある態勢を望む。」。「生涯学習推進プランも後期計画が平成30年からスタートしますが、町民の生涯学習については今後も多くの事業が展開され生涯学習に対する関心も高くなってきています。事業の取り組みの中で調査・検討を進めて充実したものにしていく必要があります。」。「知識基盤社会は、生涯学習社会でもある。保護者や地域住民の学ぶ姿が子どもたちに伝播し、「教養高いまち」につながるはずである。平成28年度では「4生涯学習推進事業運営費補助金」が一部自治会主催に限定されているようだが、13講座で、延べ1,761名参加と成果を上げている。このような取り組みが、現在策定中の生

涯学習プランに還元され、広く推進されるようにしたい。」。「点検評価委員の意見にもあるように、団体への補助のあり方やその運用先等、既得権の上に立った事業のあり方を見直す時期である。」。

11番目です。男女共同参画推進事業です。

「意識啓発として、講演等を開催しているが、他県、他市町村の共同参画の推進方法を調査・研究などにより、学んでみるのもよいと思う。」。「男女共同参画推進事業はこれからの時代には必要不可欠であり、さらに進めていかなければならない事業です。平成 30 年に向けた後期計画の作成が進められています。」。「上記「生涯学習プラン」と連動し、共生社会のダイバーシティ・マネジメント手法を取り入れたい。」。

「ひとり親家庭（母子、父子）が増加している。それぞれの家庭は共同・参画という概念からはほど遠く、日々の生活に追われているのが現状であろう。これらの家庭への対応と、『結婚しない人』『結婚したくてもできない人』の増加に対しての町としての手だて（既に実施している「婚活パーティ」の改良策）等を考える必要がある。このあたりに男女共同参画社会を実現していく第一歩があるように思う。」。

12番目、放課後児童クラブ事業です。

「共働き世帯には大変助かる事業であるが、入所希望者が増加する一方で、入所児童数に対処するだけの内容にならないよう、職員の教育に対する質の向上を望む。」。

「愛川町の各小学校で行われている放課後児童クラブは児童の家庭状況に応じて、児童を見守る活動として実施されています。今後も継続して進めていく必要があります。定員の問題については、今後も検討する必要があります。」。「保護者の「働き方改革」などに準拠し、益々入所希望者は増加すると考えられる。施設面による限度枠は存在するであろうが、極力住民のニーズに応じられるように事業費の拡大が望まれる。」。

「制度の改定に伴って指導員の確保がより難しくなると予想される。児童を預かるという責任を伴う仕事であるため、特別支援学級介助員と同様に賃金面での優遇をはかり人材確保にあたりたい。」。

13番目。地区健全育成組織活動推進事業です。

「地域によって、育成会活動が順調に進んでいる地域と困難な地域があると思うが、その原因が子ども会の減少や青少年が地域の活動に希薄になっているのが問題点である。育成させていく青少年の確保が必要である。」。「各地区の青少年と地域・家庭・学校が連携して活動を進めることは大切な活動です。地域の活動を活発化し、小中一貫の活

動を進めていくうえでも重要な活動といえます。」。「地域住民の関係の希薄化が叫ばれて久しいが、上手に地域行事に子どもたちを取り込んでいる自治会も存在する。育成会相互の情報共有や連携のなかで望ましい「青少年健全育成」の在り方を再構築していきたい。」。「50年以上前、社会状況の変化から「子ども会」組織の後を追うように発足した健全育成会は、今では行政区によっては育成会役員の選出に苦慮し、行事の運営も育成会単独では成り立たなくなっている。点検評価委員の意見にもあるように、町として地区健全育成会のあり方を見直す時期がきていると考える。」。

14番目。各種スポーツ行事開催事業です。

「町一周駅伝競走大会については、繰上げ発走が毎年増加している。競技運営上、見直しを必要とする。」。「町のスポーツの振興や普及は町民の参加により定着しています。それぞれのスポーツ行事を通じて町民がふれあい、又体力づくりを行うことによりそれぞれの活動が活かされています。」。「町民の「豊かなスポーツライフ」の実現に向け、スポーツを「する・みる・支える・知る」機会として充実を図りたい。特に、共生社会の視点でいえば、障害者や女性がもっとスポーツに参加しやすい環境を整備する必要がある。例えば、パラ・スポーツを障害がある人もない人も共に学ぶ機会の提供（ふれあい体育大会）や、町一周駅伝の女性だけのチーム（2部）の表彰の新設などが考えられる。先の男女共同参画の通り、スポーツマイノリティである障害者や女性などの多様性（ダイバーシティ）を取り込んだ経営ができない組織は、持続可能な社会を形成できないと考えられる。」。「駅伝大会は、行政区内で選手選考などの課題があるが工夫をして継続していくべきである。」。「町民みなふれあい体育大会は、雨天のため短縮プログラムでの実施であったため、参加していた行政区の役員・選手の中には、地元での片づけ等の時間が生まれてよかったとの声もあった。よって、今後もプログラムの見直しや運営進行の効率化を図り、日程を短縮しての開催としたい。または、点検評価委員の意見にもあるように町民みなふれあい体育大会の開催は取りやめて、各種スポーツ教室やレクリエーションを充実させ、町民のニーズにあったものを開催していきたい。」。

15番目。体育施設管理運営事業です。

「体育館トレーニングルームの指導者は常勤ではなく、週1回（水曜日）の指導者として委託されている。委託料も支払われている中で、トレーニング（指導者）が必要とするときに不在であったりする。町民は指導者の勤務日に合わせてトレーニングに来館

する手段しかないのか。」「町の体育施設も年数が経過し、管理・運営の推進が必要不可欠となっている。今後も維持管理を進め町民の健康増進と体力づくりの場の提供が必要です。」「スポーツへの参加を促すには、本事業は不可避である。一方、費用対効果を勘案し、本町で複数保有する施設の統合はやむを得ないと考える。その分をニーズのある施設の拡充につなげ、町民のスポーツの普及と収益の両立を図りたい。例えば、第二号公園を人工芝のフットサル場3面と駐車場等に改装するなどの案が考えられる。」「教育財政のさらなる減額が予想される。年度ごとに廃止、閉鎖を断行する時期となっている。」。

16番目。町文化協会補助事業です。

「団体によっては世代交代を迫られている現状があり、その中での会の維持が困難な点を耳にしている。文化事業を推進するためにも団体の加入と、各ジャンル（団体）が町民へ発信することが必要と思う。」「文化協会の事業は町民の文化に親しみ、心を豊かにしていく活動を担っています。今後も文化協会の活動に補助をして協会の各団体が継続して進めるよう取り組みます。」「町内の文化的活動への支援は重要である。文化的探究には表現の場が不可避である。それぞれの団体の展示や発表会等の実績を掲載したい。」「町文化協会加盟団体の各々の構成員は、高齢者が多くの割合を占めているものと推察する。高齢者の生きがいとなっている活動への支援は継続していく必要がある。」。

17番目。古民家管理運営事業です。

「様々なイベントを実施し、成果のある内容となっている。」「愛川町の国登録文化財として古民家山十郎の事業も四季の中で行われており、セミナーやイベント及び展示・講座を通じて幅広く活動を進めています。今後も維持管理に努め、町の文化活動の振興に寄与していくことが重要です。」「文化財である古民家山十郎を利活用し、年間5,000人を超える来場者があったのは評価できる。コスプレイベントも当初は疑念があったが、蓋を開ければ盛況であり、対象の焦点化と新しいジャンルの文化を受容する姿勢の重要性に気づかされた。」「今後さらなる活用と来館者増をはかるには、駐車場の拡張が課題である。」。

説明は以上となります。

○（佐藤教育長） 説明は以上であります。

事務局からの説明のとおり、教育委員の点検・評価については、資料のとおり各委員から、

あらかじめご意見を提出いただいておりますので、本日は、各委員から補足説明や追加のご意見がありましたら、ご発言いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○（佐藤教育長） 大貫委員。

○（大貫教育委員） 全体を通しての感想ですが、どの分野も「維持・拡充」となっているが、町予算には限りがある中で、全ての事業を永久に保持はできないと思う。町の長所、ストロングポイントに予算を集中させるなど、教育委員会でも考えを持つ必要があるのではないかと。

○（佐藤教育長） 今いただいた意見について、事務局でありますか。山田教育総務課長。

○（山田教育総務課長） 大貫委員がおっしゃられたように、町予算には限りがある中で、今後、全ての事業を維持することも難しい面があります。一方で、教育行政を進めていく中で削減が難しい事業もあり、点検評価事業などを通して事務事業を見直し、スクラップ&ビルドにより、適正な予算の確保及び執行に努めてまいりたいと考えております。

○（佐藤教育長） 平田委員。

○（平田教育長職務代理者） 学校には、教員をはじめ、介助員や学習サポーター等、多くの方々が入りをするようになってきているが、児童生徒に関わりを持つ重要性を考えて、これら先生の資質向上のため、研修等の一層の充実をお願いしたいです。

○（佐藤教育長） ほかに意見はございますか。榮利委員。

○（榮利教育委員） 教育委員会の業務も見直す部署が必要かと思う。例えば、男女共同参画事業などは、町全体の事業であるので、教育委員会には適さないのではないかと、私は思っている。

○（佐藤教育長） 梅澤委員。

○（梅澤教育委員） 今回の点検評価事業に関して、例えば「小中学校児童生徒介助員派遣事業」などは平成28年度を以ってひとまず終了している事業であり、今年度からは「インクルーシブ派遣事業」となっている。評価を行うための評価になっていないかを考え、評価することが次に繋がるものとしていきたい。

続けてよろしいでしょうか。

○（佐藤教育長） 梅澤委員。

○（梅澤教育委員） 先ほど平田委員さんからの意見で、教員等の資質向上とありましたが、教育基本法等で、教員には研究と修養が義務付けられており、すでに多くの研修が準備されています。メディア等で教員の多忙化が叫ばれる中であって、町の教員の方は自主的に研修会を開催しています。本日、私も出席させていただきますが、「AKB」、愛川・教育・勉

強会には、数十人という方が熱心に参加しています。交通費などももちろん出ない研修であります。本当に町の教員の熱意を感じられる研修会です。他方、教育の公的支出について、OECD加盟国の中でも相変わらず日本は低水準にあることから、先生の熱意だけでなく、教育に予算を投資しなければならないと考えています。

- （佐藤教育長） 平田委員。
- （平田教育長職務代理者） 教員等の資質向上について、梅澤委員さんが言われたように、町の先生が非常によくやっている状況はよく把握しています。その中にあっても、私の職業柄、保護者や地域の方から、色々な意見をいただくケースがありますので、より良くなっていただけるよう、資質の向上について意見させていただいたところですが、私が上手く意見を伝えられず、語弊があったようでしたら申し訳ございません。
- （佐藤教育長） 委員さんの思いは、よく伝わっています。ほかにありますか、榮利委員。
- （榮利教育委員） 点検評価を始めたときは、全事業、50 事業くらいあったかと記憶しているが、全て事業を見たんですよね。今回は、17 事業を見ている訳ですが、私としては全部見る必要があると思うんです。今後、点検評価を行う事業数についてはどう考えていますか。
- （佐藤教育長） この点について、事務局ではどのように考えていますか。山田教育総務課長。
- （山田教育総務課長） 榮利委員が言われるように、平成 24 年度の開始当初は、教育委員会の事務事業について、全て行っていました。その後、翌年度からは、全事務事業を3年間のローテーションにより見る形をとっており、現在は平成 28 年度を初年度とする3年ローテーションの2年目となっております。この点検評価の進め方について、どの形が正しいということはないので、委員さんからも意見をいただきつつ、次年度以降の進め方を検討していきたいと考えております。
- （佐藤教育長） 他にありますか。他にはないようなので、教育委員会の点検・評価の意見につきましては、各委員からいただきました意見を事務局でまとめさせていただき、次回の会議においてお示しすることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- （佐藤教育長） それでは、「町教育委員会の点検・評価について」は、説明のとおり御了承願います。

本日の案件につきましては全て終了いたしました。各委員さんからご意見、ご感想等が

ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○(佐藤教育長) よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○(佐藤教育長) それでは、事務局、何かありますか。

○(山田教育総務課長) 特にございませぬ。

○(佐藤教育長) それでは、以上で8月の定例会の議事日程を全て終了いたしましたので、閉会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○(佐藤教育長) ご異議ないものと認めます。

よって、8月の定例会を閉会といたします。

長時間にわたりまして、大変お疲れさまでした。

愛川町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

平成29年9月25日

教育委員会教育長

佐藤 照明

教育委員会

教育長職務代理者

平田 明美

教育委員

柴 利隆一

教育委員

梅澤 秋久

教育委員

大貫 洋

調整職員

馬場 貴宏